

令和元年 1 1 月定例会

議 案 説 明 資 料  
予 算 に 関 す る 説 明 書  
(令和元年度 1 1 月補正予算等関係)

総 務 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 令和元年11月定例会議案説明資料目次

総務部

## 【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算(第3号)		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 補正予算給与費明細書	財政課	4
	3 補正予算説明資料	(総括表)	5
		総務課	6
		行財政改革局 資産活用推進課	7
	4 歳入歳出事項別明細書		8
	5 継続費に関する調書	総務課	10
6 繰越明許費に関する調書	情報政策課	11	
7 債務負担行為に関する調書	総務課ほか	12	

## 【予算関係以外】

### (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第11号	当せん金付証券の発売について	財政課	13
第12号	平成30年度決算の認定について	財政課	14
第14号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	行財政改革局 人事企画課	15
第15号	鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例	行財政改革局 人事企画課	22

### (報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県税条例等の一部を改正する条例 (令和元年11月5日専決)	税務課	24
	(3) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例 (令和元年11月5日専決)	総合事務センター 庶務集中課	26

令和元年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 地方交付税	133,666,000	1,235,724	134,901,724
9 国庫支出金	54,560,670	422,938	54,983,608
11 寄附金	451,372	80,000	531,372
13 繰越金	4,322,374	75,352	4,397,726
15 県債	50,557,000	△ 760,000	49,797,000
歳入合計	352,222,974	1,054,014	353,276,988

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	30,124,966	186,416	30,311,382		72,000	80,000	34,416
3 民生費	47,296,042	21,731	47,317,773		21,000		731
4 衛生費	12,847,658	5,532	12,853,190	3,688			1,844
6 農林水産業費	26,562,979	76,997	26,639,976	13,409	13,000		50,588
7 商工費	14,471,219	51,436	14,522,655				51,436
8 土木費	53,388,296	318,045	53,706,341	142,827	159,000		16,218
10 教育費	63,342,087	35,750	63,377,837	8,575	27,000		175
11 災害復旧費	7,273,940	358,107	7,632,047	254,439	102,000		1,668
歳出合計	352,222,974	1,054,014	353,276,988	422,938	394,000	80,000	157,076

歳 入

5款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 地方交付税	133,666,000	1,235,724	134,901,724	1 普通交付税	1,235,724	
計	133,666,000	1,235,724	134,901,724			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
2 衛生費国庫負担金	749,591	3,688	753,279	1 公衆衛生費負担金	3,688	予防費負担金
5 災害復旧費国庫負担金	2,921,121	206,770	3,127,891	2 土木施設災害復旧費負担金	206,770	建設災害復旧費負担金 40,020 港湾災害復旧費負担金 166,750
計	15,963,116	210,458	16,173,574			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
6 農林水産業費国庫補助金	9,386,828	13,409	9,400,237	4 林業費補助金	13,409	治山費補助金
8 土木費国庫補助金	17,976,074	142,827	18,118,901	1 土木管理費補助金	92,827	土木総務費補助金
				4 港湾費補助金	50,000	港湾建設費補助金
10 教育費国庫補助金	480,468	8,575	489,043	5 特別支援学校費補助金	8,575	特別支援学校費補助金
11 災害復旧費国庫補助金	1,661,837	47,669	1,709,506	1 農林水産施設災害復旧費補助金	47,669	耕地災害復旧費補助金 24,000 林道施設災害復旧費補助金 23,669
計	37,291,596	212,480	37,504,076			

11款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 総務費寄附金	17,000	80,000	97,000	1 総務管理費寄附金	80,000	財産管理費寄附金
計	451,372	80,000	531,372			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	4,322,374	75,352	4,397,726	1 前年度繰越金	75,352	
計	4,322,374	75,352	4,397,726			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
1 総務債	5,693,000	72,000	5,765,000	1 総務管理債	47,000	財産管理費充当 27,000 総合事務所費充当 20,000
				2 企画債	25,000	計画調査費充当
2 民生債	941,000	21,000	962,000	2 児童福祉債	21,000	児童福祉総務費充当 18,000 児童福祉施設費充当 3,000

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
4 農 林 水 産 業 債	3,455,000	13,000	3,468,000	4 林 業 債	13,000	治山費充当
6 普 通 土 木 債	19,518,000	159,000	19,677,000	1 土 木 管 理 債	91,000	土木総務費充当
				3 河 川 海 岸 債	18,000	河川総務費充当
				4 港 湾 債	50,000	港湾建設費充当
8 教 育 債	764,000	27,000	791,000	3 特 別 支 援 学 校 債	27,000	特別支援学校費充当
9 災 害 復 旧 債	2,331,000	102,000	2,433,000	1 災 害 復 旧 債	102,000	建設災害復旧費充当 19,000
						港湾災害復旧費充当 83,000
12 臨 時 財 政 対 策 債	12,736,000	△ 1,154,000	11,582,000	1 臨 時 財 政 対 策 債	△ 1,154,000	
計	50,557,000	△ 760,000	49,797,000			

# 給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	給 与 費					計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)				
補正後	長等	3	33,000	10,728 2.69	83		43,811	7,384	51,195	
	議員	35	330,012	107,268 2.69		437,280		437,280		
	その他の特別職	7,304	4,005,264	2,154 2.69	20	4,014,062	491,182	4,505,244		
	計	7,342	4,335,276	120,150	103	4,495,153	498,566	4,993,719		
補正前	長等	3	33,000	10,728 2.69	83		43,811	7,384	51,195	
	議員	35	330,012	107,268 2.69		437,280		437,280		
	その他の特別職	7,299	4,005,162	2,154 2.69	20	4,013,960	491,182	4,505,142		
	計	7,337	4,335,174	120,150	103	4,495,051	498,566	4,993,617		
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	5	102			102		102		
	計	5	102			102		102		

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
総務課	3,161,067	27,517	3,188,584		27,000		517	
行財政改革局								
資産活用推進課	196,790	80,000	276,790			80,000		
合計	88,196,220	107,517	88,303,737	0	<8,100> 27,000	80,000	517	県費負担額 8,617
<p>&lt;説明&gt;</p> <p>【総務課】 ・(新)県庁舎特定天井耐震対策事業(27,517千円)</p> <p>【資産活用推進課】 ・(新)令和元年台風19号被災自治体ふるさと納税代行事業(80,000千円)</p>								

※起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。  
備考欄の県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

総務課 (内線: 7772)

7目 財産管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県庁舎特定天井耐震対策事業		(継続費) 68,794	(継続費) 68,794		(継続費) 68,000 <8,100> 27,000		(継続費) 794  517	県費負担額 8,617
トータルコスト	0	27,517	27,517	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	県庁舎の特定天井の耐震対策に係る改修工事				
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成 28 年に発生した鳥取県中部地震により倉吉未来中心の天井の一部が落下したことをうけ、同様の天井を有する県庁舎 (議場の天井) の耐震対策を行い、安全・安心な建物環境の整備に取り組む。

2 主な事業内容

議場特定天井\*に、必要な耐震対策工事を実施する。

場所	改修時期	予算額 (千円)	改修内容
議場	令和 2 年 2 月 ～令和 3 年 2 月 (予定)	68,794	既存天井を撤去して、耐震性の高い天井を新設する。

\* 特定天井 (脱落により重大な危害を生ずる恐れのある天井: 以下の 5 条件に該当する天井)

①吊り天井 ②天井高さ 6m 超 ③面積 200m<sup>2</sup> 超 ④単位重量 2kg/m<sup>2</sup> 超 ⑤日常的に利用される場所

<年割額>

(単位: 千円)

年度	R1 年度	R2 年度	合計
事業費	27,517	41,277	68,794

<スケジュール>

項目	R1					R2											
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
議会開催予定		—		—				—			—			—			—
工事実施予定					—	—	—		—	—	—		—	—	—		

<参考>

県庁舎講堂特定天井耐震対策工事

場所	改修時期	工事費 (千円)
県庁講堂	令和元年 5 月～9 月	27,394

\*起債欄の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。



令和元年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

資産活用推進課（内線：7612）

7目 財産管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 令和元年台風19号被災自治体ふるさと納税代行事業	0	80,000	80,000			<寄附金> 80,000		
トータルコスト	0	80,794	80,794	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	寄附者からの寄附の受け入れ、被災自治体への寄附金の支払い				

工程表の政策目標（指標）

—

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

令和元年台風19号で被災した宮城県及び福島県（以下、「被災県」という。）の寄附金受領証明書作成等の受付事務の負担を軽減するため、被災県への支援を目的としたふるさと納税の受付業務を代行する。

2 主な事業内容

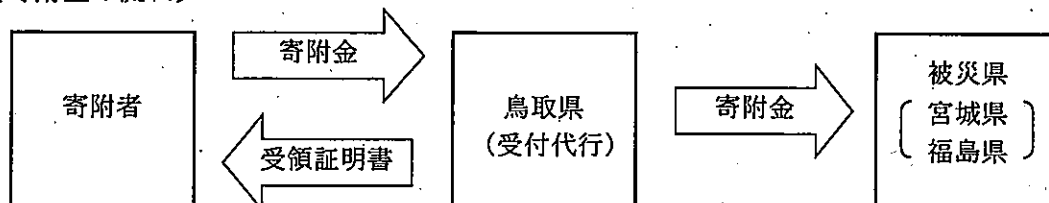
被災県の支援を目的としたふるさと納税による寄附を受け、後日被災県へ送金する。

受付代行期間：令和元年10月16日から

寄附金受付状況（11月11日現在）：62,399千円（3,159件）

（内訳）宮城県：19,404千円（968件）、福島県：42,995千円（2,191件）

<寄附金の流れ>



※寄附金の受付・受領、寄附金受領証明書の発行・送付（被災県知事の礼状を同封）は鳥取県が代行する。

※災害への義援金であることや被災県への寄附であることを踏まえお礼の品を贈呈しない。

3 これまでの取組状況

(1) 平成28年熊本地震時のふるさと納税受付代行

・寄附金額：47,090千円（寄附件数：1,614件）

（内訳）熊本県：18,670千円（631件）、熊本県益城町：28,420千円（983件）

・受付代行期間：平成28年5月12日（発災後29日目）から平成29年3月31日まで

(2) 平成30年7月豪雨災害時のふるさと納税受付代行

・寄附金額：180,969千円（寄附件数：9,041件）

（内訳）岡山県：95,533千円（4,671件）、広島県：85,436千円（4,370件）

・受付代行期間：平成30年7月11日（発災後6日目）から平成31年1月31日まで

(3) 令和元年6月山形県沖地震時のふるさと納税受付代行

・寄附金額：4,381千円（寄附件数：218件）

（内訳）山形県：4,381千円（218件）

・受付代行期間：令和元年6月19日（発災後1日目）から8月31日まで

令和元年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
				うち総務部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
補正前							補正額	補正後	
1 報 酬	578,157		578,157	176,622		176,622	142,777		142,777
2 給 料	3,146,238		3,146,238	1,389,138		1,389,138	1,003,116		1,003,116
3 職員手当等	4,729,707		4,729,707	3,841,341		3,841,341	3,647,920		3,647,920
4 共 済 費	1,158,708		1,158,708	501,494		501,494	363,821		363,821
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500
6 恩給及び退職年金	10,020		10,020	10,020		10,020	10,020		10,020
7 賃 金	22,809		22,809	12,467		12,467	11,548		11,548
8 報 償 費	236,842		236,842	192,004		192,004	69,210		69,210
9 旅 費	231,012	1,000	232,012	95,038		95,038	88,034		88,034
費用弁償	23,972		23,972	1,995		1,995	1,913		1,913
普通旅費	161,235		161,235	88,845		88,845	82,612		82,612
特別旅費	45,805	1,000	46,805	4,198		4,198	3,509		3,509
10 交 際 費	2,800		2,800	1,100		1,100	1,100		1,100
11 需 用 費	585,960		585,960	303,323		303,323	284,933		284,933
12 役 務 費	556,293	800	557,093	206,303	800	207,103	105,544	800	106,344
13 委 託 料	5,355,695	22,994	5,378,689	1,509,289	8,994	1,518,283	621,421	8,994	630,415
14 使用料及び賃借料	838,153		838,153	683,805		683,805	100,396		100,396
15 工 事 請 負 費	3,352,118	73,152	3,425,270	299,622	27,517	327,139	299,622	27,517	327,139
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費	62,690		62,690	206		206	206		206
18 備 品 購 入 費	167,033		167,033	9,678		9,678	8,687		8,687
19 負担金、補助及び交付金	8,784,428	18,264	8,802,692	1,232,109		1,232,109	158,904		158,904
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	33,723		33,723	1,800		1,800	1,800		1,800
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	30,000		30,000	30,000		30,000
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	95,734		95,734	95,541		95,541	95,506		95,506
26 寄 附 金	5,940	70,206	76,146	5,940	70,206	76,146	5,940	70,206	76,146
27 公 課 費	206		206						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	30,124,966	186,416	30,311,382	10,597,340	107,517	10,704,857	7,051,005	107,517	7,158,522
財 源									
国庫支出金	2,515,368		2,515,368	25,322	0	25,322	7,894	0	7,894
地方債	5,693,000	72,000	5,765,000	2,050,000	27,000	2,077,000	1,882,000	27,000	1,909,000
その他	2,047,540	80,000	2,127,540	463,093	80,000	543,093	378,895	80,000	458,895
一般財源	19,869,058	34,416	19,903,474	8,058,925	517	8,059,442	4,782,216	517	4,782,733

令和元年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費			総 務 部 合 計		
	うち総務部					
	1項 総務管理費			補正前	補正額	補正後
	7目 財産管理費					
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	184		184	190,504		190,504
2 給 料				1,427,358		1,427,358
3 職員手当等				3,860,471		3,860,471
4 共 済 費				515,995		515,995
5 災 害 補 償 費				500		500
6 恩給及び退職年金				10,020		10,020
7 賃 金				12,467		12,467
8 報 償 費	62,040		62,040	196,710		196,710
9 旅 費	3,300		3,300	100,716		100,716
費用弁償	70		70	2,378		2,378
普通旅費	2,950		2,950	90,809		90,809
特別旅費	280		280	7,529		7,529
10 交 際 費				1,100		1,100
11 需 用 費	127,211		127,211	307,103		307,103
12 役 務 費	29,110	800	29,910	210,039	800	210,839
13 委 託 料	370,092	8,994	379,086	1,545,574	8,994	1,554,568
14. 使用料及び賃借料	55,151		55,151	686,225		686,225
15 工 事 請 負 費	273,280	27,517	300,797	299,622	27,517	327,139
16 原 材 料 費						
17 公有財産購入費	206		206	206		206
18 備 品 購 入 費	2,063		2,063	9,678		9,678
19 負担金、補助及び交付金	70,734		70,734	12,968,062		12,968,062
20 扶 助 費				1,500		1,500
21 貸 付 金						
22 補償、補填及び賠償金				1,800		1,800
23 償還金、利子及び割引料				8,921,624		8,921,624
24 投資及び出資金						
25 積 立 金				95,541		95,541
26 寄 附 金	5,940	70,206	76,146	5,940	70,206	76,146
27 公 課 費						
28 繰 出 金				56,677,465		56,677,465
予 備 費				150,000		150,000
計	999,311	107,517	1,106,828	88,196,220	107,517	88,303,737
財 国 庫 支 出 金	318		318	163,484		163,484
源 地 方 債	155,000	27,000	182,000	2,050,000	27,000	2,077,000
内 そ の 他	143,882	80,000	223,882	3,351,783	80,000	3,431,783
訳 一 般 財 源	700,111	517	700,628	82,630,953	517	82,631,470

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の  
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

追加

款	項	事業名	全体計画										継続費の 総額に対 する進捗 率		
			年度	年割額 千円	左の財源内訳				前前年度 末までの 支出額 千円	前年度末 までの支 出(見込) 額 千円	当該年度 支出予定 額 千円	当該年度 末までの 支出予定 額 千円		翌年度以 降支出 予定額 千円	
					特定財源		その他								一般財源
					国庫支出金	地方債	その他								
				千円		千円		千円		千円		千円		%	
				千円		千円		千円		千円		千円			
			R1	27,517		27,000		517		27,517		27,517		40.0	
			R2	41,277		41,000		277					41,277	60.0	
			計	68,794		68,000	0	794		0	0	27,517	41,277	100.0	

緑越明許費に関する調書

追加

(単位：千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考		
							国庫補助金	起債	その他	一般財源			
2	総務費	2	企画費	2	計画調査費	AI・RPA等最先端ICT技術活用推進事業	情報政策課	10,430	825			825	【GWAN上でAIチャットボットサービス提供が開始されたことによる実証実験の見直しのため
			総務部	合計	10,430	825	0	0	0	825			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一般財源 千円
							国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
令和元年度 県庁舎構内電話設備保 守点検業務委託	総務課	17,112			令和2年度から 令和4年度まで	17,112				17,112
令和元年度 県庁舎エレベーター保守 点検業務委託	総務課	32,808			令和2年度から 令和4年度まで	32,808				32,808
令和元年度 県庁舎無停電電源設備 点検業務委託	総務課	1,062			令和2年度から 令和4年度まで	1,062				1,062
令和元年度 テレビ会議システム管理 運営業務委託	総務課	18,484			令和2年度から 令和6年度まで	18,484		8,000		10,484
令和元年度 県庁舎他設備保全業務 委託	総務課	73,683			令和2年度から 令和4年度まで	73,683				73,683
令和元年度 県庁本庁舎一般排水槽 清掃業務委託	総務課	2,214			令和2年度から 令和4年度まで	2,214				2,214
令和元年度 県庁本庁舎免振装置点 検業務委託	総務課	1,332			令和2年度から 令和4年度まで	1,332				1,332
令和元年度 県庁舎警備業務委託	総務課	175,305			令和2年度から 令和4年度まで	175,305				175,305
令和元年度 県庁本庁舎等清掃業務 委託	総務課	29,974			令和2年度	29,974				29,974
令和元年度 県庁第二庁舎等清掃業 務委託	総務課	29,900			令和2年度	29,900				29,900
令和元年度 県庁西町分庁舎機械警 備業務委託	総務課	330			令和2年度	330				330
令和元年度 県有施設電気工作物保 安業務委託	営繕課	33,905			令和2年度から 令和4年度まで	33,905				33,905
令和元年度 県有施設消防設備保守 点検業務委託	営繕課	12,336			令和2年度から 令和3年度まで	12,336				12,336
令和元年度 県有施設中央監視等自 動制御設備保守業務委 託	営繕課	108,609			令和2年度から 令和4年度まで	108,609				108,609
令和元年度 県有施設非常用発電機 保守業務委託	営繕課	18,028			令和2年度から 令和4年度まで	18,028				18,028
令和元年度 県有施設空調設備(熱 源)保守業務委託	営繕課	43,317			令和2年度から 令和4年度まで	43,317				43,317
令和元年度 県有施設空調設備(冷 暖房)保守業務委託	営繕課	40,428			令和2年度から 令和4年度まで	40,428				40,428
令和元年度 鳥取県超高速情報通信 基盤整備事業補助	情報政策課	143,688			令和2年度から 令和12年度まで	143,688				143,688
令和元年度 Windows Server CALライ センス使用料	情報政策課	17,160			令和2年度から 令和4年度まで	17,160				17,160
令和元年度 業中化業務委託	庶務集中課	9,100			令和2年度	9,100				9,100

条 例 名 等	当せん金付証券の発売について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 当せん金付証券を発売することについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 発売総額53億円</p> <p>これは、令和2年度において、都道府県及び指定都市が共同して実施する全国自治宝くじ並びに西日本宝くじの本県の発売額である。 (発売議決額 平成30年度：53億円、令和元年度：53億円)</p>

条 例 名 等	平成30年度決算の認定について																																																																									
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成30年度鳥取県歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものである。																																																																									
	2 概要 一般会計歳入歳出決算額 (単位:千円)																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計名</th> <th>歳入</th> <th>歳出</th> <th>差引</th> <th>翌年度に繰り越すべき財源</th> <th>実質収支</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>351,750,896</td> <td>345,020,076</td> <td>6,730,820</td> <td>2,293,274</td> <td>4,437,546</td> </tr> </tbody> </table>						会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	一般会計	351,750,896	345,020,076	6,730,820	2,293,274	4,437,546																																																								
	会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支																																																																				
	一般会計	351,750,896	345,020,076	6,730,820	2,293,274	4,437,546																																																																				
	特別会計歳入歳出決算額 (単位:千円)																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計名</th> <th>歳入</th> <th>歳出</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用品調達等集中管理事業特別会計</td> <td>4,353,146</td> <td>4,280,617</td> <td>72,529</td> </tr> <tr> <td>公債管理特別会計</td> <td>73,972,192</td> <td>73,972,192</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>給与集中管理特別会計</td> <td>23,321,744</td> <td>23,321,744</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計</td> <td>104,823</td> <td>91,570</td> <td>13,253</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険運営事業特別会計</td> <td>52,286,462</td> <td>51,632,154</td> <td>654,308</td> </tr> <tr> <td>天神川流域下水道事業特別会計</td> <td>1,421,309</td> <td>1,051,005</td> <td>370,304</td> </tr> <tr> <td>中小企業近代化資金助成事業特別会計</td> <td>54,054</td> <td>51,453</td> <td>2,601</td> </tr> <tr> <td>就農支援資金貸付事業特別会計</td> <td>157,811</td> <td>26,946</td> <td>130,865</td> </tr> <tr> <td>林業・木材産業改善資金助成事業特別会計</td> <td>231,225</td> <td>54,780</td> <td>176,445</td> </tr> <tr> <td>県営林事業特別会計</td> <td>104,538</td> <td>87,724</td> <td>16,814</td> </tr> <tr> <td>県営境港水産施設事業特別会計</td> <td>259,931</td> <td>249,536</td> <td>10,395</td> </tr> <tr> <td>沿岸漁業改善資金助成事業特別会計</td> <td>370,224</td> <td>4</td> <td>370,220</td> </tr> <tr> <td>港湾整備事業特別会計</td> <td>123,923</td> <td>117,677</td> <td>6,246</td> </tr> <tr> <td>収入証紙特別会計</td> <td>2,063,249</td> <td>2,018,788</td> <td>44,461</td> </tr> <tr> <td>県立学校農業実習特別会計</td> <td>65,764</td> <td>48,561</td> <td>17,203</td> </tr> <tr> <td>育英奨学事業特別会計</td> <td>720,831</td> <td>717,604</td> <td>3,227</td> </tr> </tbody> </table>						会計名	歳入	歳出	差引	用品調達等集中管理事業特別会計	4,353,146	4,280,617	72,529	公債管理特別会計	73,972,192	73,972,192	0	給与集中管理特別会計	23,321,744	23,321,744	0	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	104,823	91,570	13,253	国民健康保険運営事業特別会計	52,286,462	51,632,154	654,308	天神川流域下水道事業特別会計	1,421,309	1,051,005	370,304	中小企業近代化資金助成事業特別会計	54,054	51,453	2,601	就農支援資金貸付事業特別会計	157,811	26,946	130,865	林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	231,225	54,780	176,445	県営林事業特別会計	104,538	87,724	16,814	県営境港水産施設事業特別会計	259,931	249,536	10,395	沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	370,224	4	370,220	港湾整備事業特別会計	123,923	117,677	6,246	収入証紙特別会計	2,063,249	2,018,788	44,461	県立学校農業実習特別会計	65,764	48,561	17,203	育英奨学事業特別会計	720,831	717,604	3,227
	会計名	歳入	歳出	差引																																																																						
	用品調達等集中管理事業特別会計	4,353,146	4,280,617	72,529																																																																						
	公債管理特別会計	73,972,192	73,972,192	0																																																																						
給与集中管理特別会計	23,321,744	23,321,744	0																																																																							
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	104,823	91,570	13,253																																																																							
国民健康保険運営事業特別会計	52,286,462	51,632,154	654,308																																																																							
天神川流域下水道事業特別会計	1,421,309	1,051,005	370,304																																																																							
中小企業近代化資金助成事業特別会計	54,054	51,453	2,601																																																																							
就農支援資金貸付事業特別会計	157,811	26,946	130,865																																																																							
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	231,225	54,780	176,445																																																																							
県営林事業特別会計	104,538	87,724	16,814																																																																							
県営境港水産施設事業特別会計	259,931	249,536	10,395																																																																							
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	370,224	4	370,220																																																																							
港湾整備事業特別会計	123,923	117,677	6,246																																																																							
収入証紙特別会計	2,063,249	2,018,788	44,461																																																																							
県立学校農業実習特別会計	65,764	48,561	17,203																																																																							
育英奨学事業特別会計	720,831	717,604	3,227																																																																							



条例名等

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 提出理由

令和元年10月4日に行われた鳥取県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の勤勉手当の支給割合等の改定を行う。

2 概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正 (人事委員会勧告どおりの改定)

ア 勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げる。

※( )内は特定幹部職員 (部次長級) の支給割合

区分	期末手当	勤勉手当	計
改正案	(年 2.03月)	(年 2.02月)	(年 4.05月)
	年 2.43月	年 1.62月	年 4.05月
現行	(年 2.03月)	(年 1.97月)	(年 4.00月)
	年 2.43月	年 1.57月	年 4.00月

イ 期末手当の6月期及び12月期の支給割合を同割合とする。

※( )内は特定幹部職員 (部次長級) の支給割合

区分	期末手当		勤勉手当		計
	6月期	12月期	6月期	12月期	
改正案	(1.015月)	(1.015月)	(1.01月)	(1.01月)	(年 4.05月)
	1.215月	1.215月	0.81月	0.81月	年 4.05月
現行	(0.945月)	(1.085月)	(0.985月)	(0.985月)	(年 4.00月)
	1.145月	1.285月	0.785月	0.785月	年 4.00月

※国は本年度より6月期・12月期を同じ支給割合としている。

(2) (1)の改定に準じ、次の条例について所要の改正を行う。(人事委員会勧告どおりの改定)

ア 任期付研究員の採用等に関する条例 (年 3.00月→3.05月)

イ 任期付職員の採用等に関する条例 (年 3.00月→3.05月)

(3) 施行期日等

ア (1)アは公布日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

イ (1)イは令和2年4月1日から施行する。

※条例案が可決された場合は、勤勉手当0.05月の引き上げ分を年内に追加支給する予定。

提出理由及び概要

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の62、12月に支給する場合には<u>100分の69</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の52、12月に支給する場合には<u>100分の59</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の62、12月に支給する場合には<u>100分の68.5</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の52、12月に支給する場合には<u>100分の58.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の83.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の103.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の39.5(特定幹部職員にあっては、100分の49.5)、12月に支給する場合には<u>100分の44.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の54.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の78.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の98.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の39.5(特定幹部職員にあっては、100分の49.5)、12月に支給する場合には<u>100分の40</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の50</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の121.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の101.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の114.5、12月に支給する場合には<u>100分の128.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には<u>100分の94.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の108.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の65.5</u>を乗じて得た額（特定幹部職員にあつては、<u>100分の55.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の62、12月に支給する場合には<u>100分の69</u>を乗じて得た額（特定幹部職員にあつては、<u>6月に支給する場合には100分の52</u>、12月に支給する場合には<u>100分の59</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員に</p>	<p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員に</p>

あつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の81 (特定幹部職員にあつては、100分の101) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の42 (特定幹部職員にあつては、100分の52) を乗じて得た額の総額

3～5 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に 100分の121.5 を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては 100分の101.5 を乗じて得た額) に」とあるのは「期末手当基礎額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額 (育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の19 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に 100分の121.5 を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である

あつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の83.5 (特定幹部職員にあつては、100分の103.5) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の39.5 (特定幹部職員にあつては、100分の49.5)、12月に支給する場合には100分の44.5 (特定幹部職員にあつては、100分の54.5) を乗じて得た額の総額

3～5 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の114.5、12月に支給する場合には100分の128.5 を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては、6月に支給する場合には100分の94.5、12月に支給する場合には100分の108.5 を乗じて得た額) に」とあるのは「期末手当基礎額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額 (育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の19 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の114.5、12月に支給する場合には100分の128.5 を

もの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の101.5を乗じて得た額に」とあるのは「期末手当基礎額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の94.5、12月に支給する場合においては100分の108.5を乗じて得た額に」とあるのは「期末手当基礎額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の114.5」とあるのは「100分の148」と、「100分の128.5」とあるのは「<u>100分の157</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の114.5」とあるのは「100分の148」と、「100分の128.5」とあるのは「<u>100分の152</u>」とする。</p>

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の121.5</u>」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の114.5</u>」とあるのは「<u>100分の148</u>」と、「<u>100分の128.5</u>」とあるのは「<u>100分の157</u>」とする。</p>

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の114.5</u>」とあるのは「<u>100分の148</u>」と、「<u>100分の128.5</u>」とあるのは「<u>100分の157</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の114.5</u>」とあるのは「<u>100分の148</u>」と、「<u>100分の128.5</u>」とあるのは「<u>100分の152</u>」とする。</p>

第6条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の121.5</u>」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の114.5</u>」とあるのは「<u>100分の148</u>」と、「<u>100分の128.5</u>」とあるのは「<u>100分の157</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）及び第5条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画している産業廃棄物処理施設に関する審査をより適切に行うため、当該法人を所管する生活環境部から総務部及び県土整備部へ設置許可に関する業務を移管することとし、所掌事務に関する規定等について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                  (1) 産業廃棄物処理施設（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。）の設置許可に関する事項を総務部及び県土整備部の所掌事務に加える。                  (2) 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>3 参考                  &lt;新設組織&gt;                  県土整備部兼 総務部 — 淀江産業廃棄物処理施設設置審査室（仮称）                  └─ 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地下水等調査会                  ※新設する附属機関</p> <p>&lt;各部の役割&gt;                  県土整備部：地質調査や地すべり対策等の事業実績に基づく地下水等の客観的な調査及び土木技術の知見に基づく施設の構造審査                  総務部：県の業務の実施状況の監察等に係る知見に基づく中立的な審査</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>新設組織 (県土整備部と総務部の共管組織)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 300px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地下水等調査</div> <div style="margin-left: 100px;">県土整備部の関与が強い</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">設置許可申請</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">法基準に基づく審査</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">設置許可 又は不許可</div> </div> <div style="margin-left: 100px;">総務部の関与が強い</div> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>生活環境部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 200px;"> <p>(公財)鳥取県環境管理事業センターへの支援 (運営費・整備促進補助金等)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">↓</div> </div> </div> </div>



鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 産業廃棄物処理施設(公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。)の設置許可に関する事項(県土整備部と共管)</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項<u>(総務部及び県土整備部の所管に係るものを除く。)</u></p> <p>(5)～(15) 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p>第13条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 産業廃棄物処理施設(公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。)の設置許可に関する事項(総務部と共管)</u></p>	<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項</p> <p>(5)～(15) 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p>第13条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (2) 鳥取県税条例等の一部を改正する条例                  (令和元年11月5日専決)</p>					
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 条例の概要                  鳥取県税条例の規定中引用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名等を改める。</p> <p>3 施行期日                  施行期日は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日とする。</p> <p>(参考) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正の概要                  情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定めるとともに、行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講じている。</p> <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 新旧対照表(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="223 1176 1404 1948"> <thead> <tr> <th data-bbox="223 1176 821 1220">改正後</th> <th data-bbox="821 1176 1404 1220">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="223 1220 821 1948"> <p><u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)  <b>第6条</b> 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、<u>主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。)</u>を使用する方法により行うことができる。                  2～6 略</p> </td> <td data-bbox="821 1220 1404 1948"> <p><u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)  <b>第3条</b> 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と<u>申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u>)を使用して行わせることができる。                  2～4 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	<p><u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)  <b>第6条</b> 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、<u>主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。)</u>を使用する方法により行うことができる。                  2～6 略</p>	<p><u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)  <b>第3条</b> 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と<u>申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u>)を使用して行わせることができる。                  2～4 略</p>
改正後	改正前					
<p><u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)  <b>第6条</b> 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、<u>主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。)</u>を使用する方法により行うことができる。                  2～6 略</p>	<p><u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)  <b>第3条</b> 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と<u>申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u>)を使用して行わせることができる。                  2～4 略</p>					

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第137条の11 略</p> <p>2 環境性能割の納税義務者は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条第2項及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。</p>	<p>(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第137条の11 略</p> <p>2 環境性能割の納税義務者は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条第2項及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。</p>
<p>(種別割の徴収方法の特例)</p> <p>第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付すべき者が、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。</p>	<p>(種別割の徴収方法の特例)</p> <p>第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付すべき者が、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。</p>

(鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第2条 略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第3条 略

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日から施行する。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (3) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例                  (令和元年11月5日専決)</p>				
提出理由	<p>1 提出の理由                  民法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                  恩給を受ける権利の時効に関する規定中時効に関する用語の整理を行う。</p> <p>3 施行期日                  施行期日は、令和2年4月1日とする。</p> <p>【参考】                  恩給を受ける権利の時効について規定している鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第6条の規定中の用語を、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）に準じて改める。</p>				
概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">                     第6条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ7年間請求セサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス                      時効ノ完成猶予及更新ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス                 </td> <td style="padding: 5px;">                     第6条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ7年間請求セサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス                      時効ノ中断及停止ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>・民法の一部を改正する法律（平成29年法第44号）（抄）                  第292条中「中断又は停止」を「完成猶予又は更新」に改める。</p>	改正後	改正前	第6条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ7年間請求セサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス 時効ノ完成猶予及更新ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス	第6条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ7年間請求セサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス 時効ノ中断及停止ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス
改正後	改正前				
第6条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ7年間請求セサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス 時効ノ完成猶予及更新ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス	第6条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ7年間請求セサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス 時効ノ中断及停止ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス				

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6条 略 時効ノ <u>完成猶予及更新</u> ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス	第6条 略 時効ノ <u>中断及停止</u> ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

